令和７年第５回５月

つがる市農業委員会総会議事録

つ が る 市 農 業 委 員 会

1. 開催日時　　令和７年５月９日(金)　午後３時57分から午後４時28分
2. 開催場所　　つがる市生涯学習交流センター「松の館」２階　視聴覚室
3. 出席委員数　 36人中､33人出席
4. 出席委員名

1.松橋　正行	3.髙橋　敦樹	4.盛　　彰一	5.三橋　美也	6.杉野森由美子
7.小笠原　繁	8.長谷川勝則	9.田戸岡　誠	10.太田　善造	11.三橋　　衛
12.野宮富喜子	13.笠井　正己	14.新岡　　亮	16.菊池　昭二	17.葛西　勝久
18.秋田谷廣次	19.工藤しのぶ	20.成田　金春	21.杉森　広宣	22.今　　輝義
23.鎌田　　誠	24.三橋　　弘	25.長谷川一幸	26.工藤　恒實	28.小山内　壽
29.藤本　正彦	30.工藤　正樹	31.稲葉　武彦	32.福井二三夫	33.工藤　　宰
34.横山　治彦	35.神　　文敏	36.浅見　春樹	計 33人	

5. 欠席委員　2.古坂　光司　15.吉田　秀美　27.長谷川秀樹　計３人

6. 議事日程

第１　議事録署名委員の指名
第２　会期の決定
第３　提出議案の上程

報告第　８号	農地法第１８条第６項の規定による通知書の受理について
報告第　９号	公売買受適格者に係る農地法第３条許可書の交付について
議案第２８号	農地法第３条第１項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第２９号	農地法第３条第１項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第３０号	農地法第５条第１項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第３１号	農用地利用集積等促進計画作成の要請について
議案第３２号	贈与税の納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予に関する適格者について

第４　諸般の報告

7. 職務のため出席した事務局職員の職氏名

局　長：中野拓哉　副参事：竹内攻規　次　長：村田龍治　主　幹：吉村　翔
主　査：吉田純也　任用職員：工藤賢聖　計６人

8. 会議の概要

事務局長(中野拓哉)

委員の皆様が揃いましたので、「令和７年第５回(５月)つがる市農業委員会総会」を開会致します。開会にあたり、会長から挨拶がございます。

会長あいさつ（藤本正彦）

本日は、お忙しいところ、総会にご出席いただきましてありがとうございます。

田植えもいよいよ本番、また、野菜等の作業も入って一挙に忙しくなってきているかと思いますので、体調には十分注意し農作業を進めてくだされればと思います。

本日は５月総会という事で、慎重審議のもと、承認決定されます事をお願い致しまして開会の挨拶と致します。

事務局長（中野拓哉）

それでは、農業委員会会議規則第５条の規定により、会長が議長となり、議事を進行致します。会長、宜しくお願い致します。

議 長（藤本正彦会長）

ただいまの出席委員は、３６名中３３名です。定足数に達しておりますので、本日の会議は成立致します。

議 長（藤本正彦会長）

これより議事に入ります。まず議事日程第１の議事録署名委員の選任を行います。「つがる市農業委員会会議規則」第１３条第２項に規定する議事録署名委員ですが、議長において指名することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声があり）

議 長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって議事録署名委員には３２番福井二三夫委員、３３番工藤宰委員を指名致します。

次に議事日程第２の会期についておはかり致します。会期は、本日一日とすることに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声があり）

議 長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日一日と決定致しました。書記には、事務局職員を任命致します。

それでは、これより議事日程第３の提出議案等の上程を行います。提出議案は、お手元に配布のとおりであります。

報告第　８号　農地法第１８条第６項の規定による通知書の受理について
報告第　９号　公売買受適格者に係る農地法第３条許可書の交付について
議案第２８号　農地法第３条第１項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第２９号　農地法第３条第１項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第３０号　農地法第５条第１項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第３１号　農用地利用集積等促進計画作成の要請について
議案第３２号　贈与税の納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予に関する適格者について

以上、報告２件、議案５件、計７件を上程致します。

議 長（藤本正彦会長）

はじめに、「報告第８号農地法第１８条第６項の規定による通知書の受理について」、「報告第９号公売買受適格者に係る農地法第３条許可書の交付について」、以上２件を事務局から報告させます。

事務局報告（吉村主幹）

それでは、1ページをお開きください。報告第８号について説明致します。

「農地法第１８条第６項の規定による通知書の受理について」。農地法施行規則第６８条第１項の規定により下記のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する。令和７年５月９日提出、つがる市農業委員会会長。

報告第８号は、１ページの番号８８番から番号９０番までの３件です。解約は畑が２件で面積は１９，５９２㎡、田が１件で面積は１９３㎡となっております。解約の理由は全て合意による解約となっております。

続いて、２ページをご覧ください。報告第９号について説明致します。

「公売買受適格者に係る農地法第３条許可書の交付について」。最高価買受申出人となった公売買受適格者からの農地法第３条第１項の規定に基づく許可申請について、下記のとおり許可書を交付したので報告する。令和７年５月９日提出、つがる市農業委員会会長。

２ページの番号２番は、令和７年３月１８日の屏風山土地改良区の公売入札に参加するため買受適格証明願の申請がなされ、３月の総会において買受適格者の証明がされたものです。最高価買受申出人となった買受適格者に対し、申請時と事情が変わらないため、令和７年３月２５日に農地法第３条許可書を交付しました。以上で報告を終わります。

議 長（藤本正彦会長）

報告については、以上のとおりと致します。

議 長（藤本正彦会長）

次に、「議案第２８号農地法第３条第１項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明（吉村主幹）

それでは、３ページをお開きください。議案第２８号について説明致します。

「農地法第３条第１項の規定に基づく農業委員会の許可について」。農地法施行令第１条の規定により下記のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める。令和７年５月９日提出、つがる市農業委員会会長。

議案第２８号は、３ページの番号１９５番から３３ページの番号２４９番までの５５件です。内訳は、所有権移転の「あっせんによる売買」の申請が１３件で、田が８２，７４９㎡、畑が１８，７１３㎡。なおこれは、７ページの２０６番の田んぼの共有地の持分権利の移転を、実際に耕作する面積４，３５０㎡で計算した面積です。「普通売買」の申請が４件で、田が４５，２８５㎡、畑が５３２㎡。「贈与」の申請が１２件で、田が２，４５６㎡、畑が１１，３２１㎡、樹園地が２，３９６㎡。「賃貸借」の

申請が２４件で、田が２２５，９３１㎡、畑が６０，８０９㎡、樹園地が４，９０６㎡。「解除条件付き賃貸借」の申請が１件で田が９５，９７９㎡。これは主な事業が農業ではない法人にきちんと耕作されていなければ貸借を解除するなどの条件を付けた賃貸借の申請です。その他、「使用貸借」の申請が１件で、田が１，６２６㎡となっております。全案件とも別添の農地法第３条調査書１ページから２０ページのとおり、許可要件の全てを満たしていると思われます。

次に、売買価格について説明致します。３ページ、１９５番の田は総額９３万円、１０ａ当たり２９万５千円、１９６番の田は１０ａ当たり２３万円、４ページ、１９７番の田も１０ａ当たり２３万円、１９８番の田は総額５８８万円、１０a当たり６６万円、５ページ、１９９番の田は総額５０万円、１０a当り２７万５千円、２００番の田は１０a当たり２８万円、２０１番の田は総額２０万円、１０a当たり１２万４千円、６ページ、２０２番の田は総額１８０万円、１０a当たり２４万７千円、２０３番の田と畑は総額２３０万円、１０ａ当たり１６万５千円、７ページ、２０４番の田は１０ａ当たり３０万円、２０５番の田は１０ａ当たり２０万円、２０６番の田の権利は総額８０万円、耕作面積４，３５０㎡で計算すると１０ａ当たり１８万４千円、８ページから９ページの２０７番の畑は総額１００万円、１０ａ当たり９万７千円、２０８番の田と畑は１０ａ当たり１０万円、１０ページ、２０９番の田は総額１０万円、１０ａ当たり１５万円、２１０番の田は総額１００万円、１０ａ当たり１０万５千円、１０ページから１１ページの２１１番の田は総額４，２７７，９２５円、１０ａ当たり２２万５千円となっております。以上で説明を終わります。

議 長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

（なしの声があり）

議 長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第２８号の質疑を終結致します。これより、議案第２８号を採決致します。おはかり致します。議案第２８号は、原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声があり）

議 長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第２８号は原案のとおり許可することに決定致しました。

議 長（藤本正彦会長）

次に、「議案第２９号農地法第３条第１項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題と致します。説明を求めます。

この案件については、２５番 長谷川一幸委員が関係している事案でございますので、農業委員会等に関する法律第３１条の規定に基づき、「議事参与の制限」により、当該

事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。関係議案終了後に入室、着席していただきます。

（２５番 長谷川一幸委員が退席）

議 長（藤本正彦会長）
それでは、議案第２９号について説明を求めます。

事務局説明（吉村主幹）
それでは３４ページをご覧ください。議案第２９号について説明致します。
「農地法第３条第１項の規定に基づく農業委員会の許可について」。農地法施行令第１条の規定により下記のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める。令和７年５月９日提出、つがる市農業委員会会長。
議案第２９号は、番号９０７番の１件です。「贈与」の申請で、田が１６１㎡です。別添の農地法第３条調査書 21 ページのとおり、許可要件の全てを満たしていると思われます。以上で説明を終わります

議 長（藤本正彦会長）
説明が終わりました。これより質疑を行います。

（なしの声があり）

議 長（藤本正彦会長）
ないようですので、議案第２９号の質疑を終結致します。
これより、議案第２９号を採決致します。おはかり致します。議案第２９号は、原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声があり）

議 長（藤本正彦会長）
ご異議なしと認めます。よって、議案第２９号は、原案のとおり許可することに決定致しました。
２５番 長谷川一幸委員、入室願います。

（２５番 長谷川一幸委員入室し着席）

議 長（藤本正彦会長）
次に、「議案第３０号　農地法第５条第１項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明（吉田主査）
３５ページをお開きください。議案第３０号「農地法第５条第１項の規定に基づく

農地転用許可に係る意見について」。農地法第５条第３項の規定により、下記のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求める。令和７年５月９日提出、つがる市農業委員会会長。

番号６番の農地の所在地は、木造追広の畑２筆で面積が４３９㎡です。住宅の新築による申請です。周辺は農地と宅地であるが農地等に係る営農条件への支障はないものと思われます。次に番号７番の農地の所在地は、木造若宮の畑２筆で面積が５２２㎡です。住宅の新築による申請です。周辺は農地と宅地であるが農地等に係る営農条件への支障はないものと思われます。以上で説明を終わります。

議 長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。質疑に入る前に、現地確認の報告を求めます。９番 田戸岡誠委員、報告をお願い致します。

（９番 田戸岡誠委員報告）

現地確認の報告を致します。本日午前１０時００分より、「２１」番「杉森」委員と私「９」番「田戸岡」、事務局長と吉田専門員の４人で確認してまいりました。

番号６番の申請の場所は、市役所より北に約１．５㎞に位置し、周辺は農地や宅地であるが、農地等に係る営農条件への支障はないものと見てまいりました。

次に番号７番の申請の場所は、市役所より北に約３００ｍに位置し、周辺は農地や宅地であるが、農地等に係る営農条件への支障はないものと見てまいりました。以上で現地確認の報告を終わります。

議 長（藤本正彦会長）

報告が終わりました。これより質疑を行います。

（異議なしの声があり）

議 長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第３０号の質疑を終結致します。

これより、議案第３０号を採決致します。おはかり致します。

議案第３０号は、原案のとおり許可相当とし、県知事に送付することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声があり）

議 長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第３０号は、原案のとおり許可相当とし、県知事に送付することに決定致しました。

議 長（藤本正彦会長）

次に、「議案第３１号農地利用集積等促進計画作成の要請について」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明（吉田主査）

それでは３６ページをご覧ください。議案第３１号について説明致します。

「農用地利用集積等促進計画作成の要請について」。農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第１１項の規定により、農地中間管理機構に対し、農用地利用集積等促進計画の作成を要請することについて、農業委員会の決定を求める。令和７年５月９日提出、つがる市農業委員会会長。

議案第３１号の件数については、売買一括が３件となっております。権利者及び対象農地、内容については記載のとおりです。

番号１番、所有権を移転する農用地は、森田町森田の樹園地１１筆で、面積は１５，３３４㎡です。売買価格は１０ａ、１５０，０００円となっております。番号２番、所有権を移転する農用地は、柏桑野木田の樹園地２筆で、面積は７，１８４㎡です。売買価格は１０ａ、３００，０００円となっております。番号３番、所有権を移転する農用地は、柏広須の田５筆で、面積は１３，０２７㎡です。売買価格は１０ａ、３００，０００円となっております。

以上、促進計画案の売買一括で所有権を移転する農地につきましては、農地取得後の耕作基準面積等のあおもり農業支援センターが定める農地売買等事業の各要件をすべて満たしております。以上で説明を終わります。

議 長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

（なしの声があり）

議 長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第３１号の質疑を終結致します。

これより、議案第３１号を採決致します。おはかり致します。議案第３１号は、原案のとおり要請することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声があり）

議 長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第３１号は、原案のとおり要請することに決定致しました。

議 長（藤本正彦会長）

次に、「議案第３２号　贈与税の納税猶予及び不動産取得の徴収猶予に関する適格者について」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明（吉田主査）

３７ページをお開きください。議案第３２号について説明します。

「贈与税の納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予に関する適格者について」。農地等

の一括贈与に係る下記の贈与者及び受贈者は、租税特別措置法第７０条の４第１項及び地方税法附則第１２条第１項に規定する適格者であることの承認を求める。令和７年５月９日提出、つがる市農業委員会会長。

本案件に該当する適格者は、３７ページに記載されている１件であり、年齢、農業従事年数などの適格用件を満たしております。受贈者は不動産取得税の徴収猶予を受けつつ農業者年金を受給するために、推定相続人と使用貸借を設定しています。しかし、令和７年３月１３日をもち契約期間が満了となるため期間を延長しました。そのため、受贈者が適格者であることの再度承認を求めるものとなります。以上で説明を終わります。

議 長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

（なしの声があり）

議 長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第３２号の質疑を終結致します。

これより、議案第３２号を採決致します。おはかり致します。

議案第３２号は、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声があり）

議 長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第３２号は、原案のとおり承認することに決定致しました。

議 長（藤本正彦会長）

次に、議事日程第４の諸般の報告について、事務局から説明があります。

事務局説明

１．次期総会日程（案）について　（中野事務局長）

１）日　時　　令和７年６月５日(木)　　午後２時００分より
　　場　所　　生涯学習交流センター「松の館」２階　視聴覚室

２）日　時　　令和７年７月８日(火)　　午後２時００分より
　　場　所　　生涯学習交流センター「松の館」２階　視聴覚室

２．事務連絡

１）令和７年度つがる市農業委員会新年度交流会収支決算報告（村田次長）

２）農用地のあっせんのお願いについて（吉田主査）

議 長（藤本正彦会長）

以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了致しました。その他の件について、委員より発言がございましたら、お願いします。

（発言がなし）

議 長（藤本正彦会長）

以上をもって、「令和７年第５回（５月）つがる市農業委員会総会」を閉会致します。